

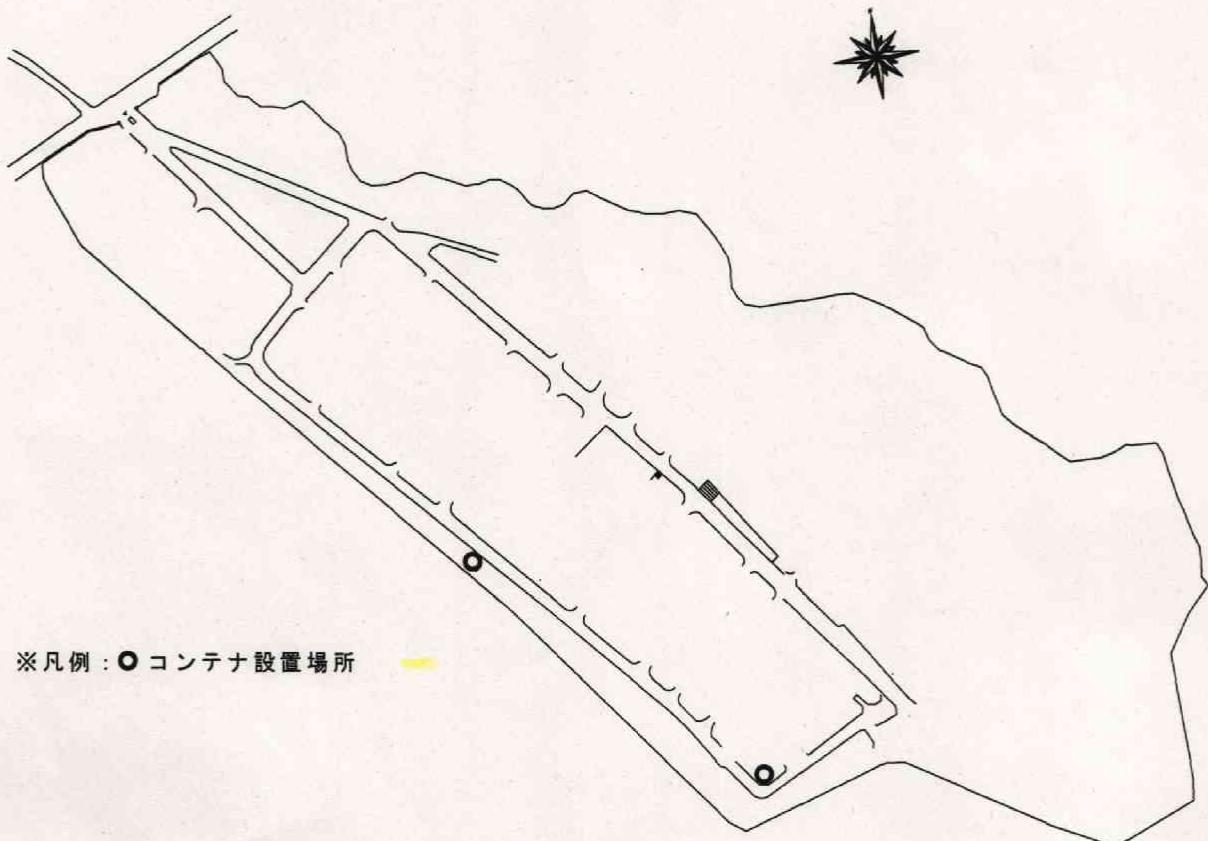
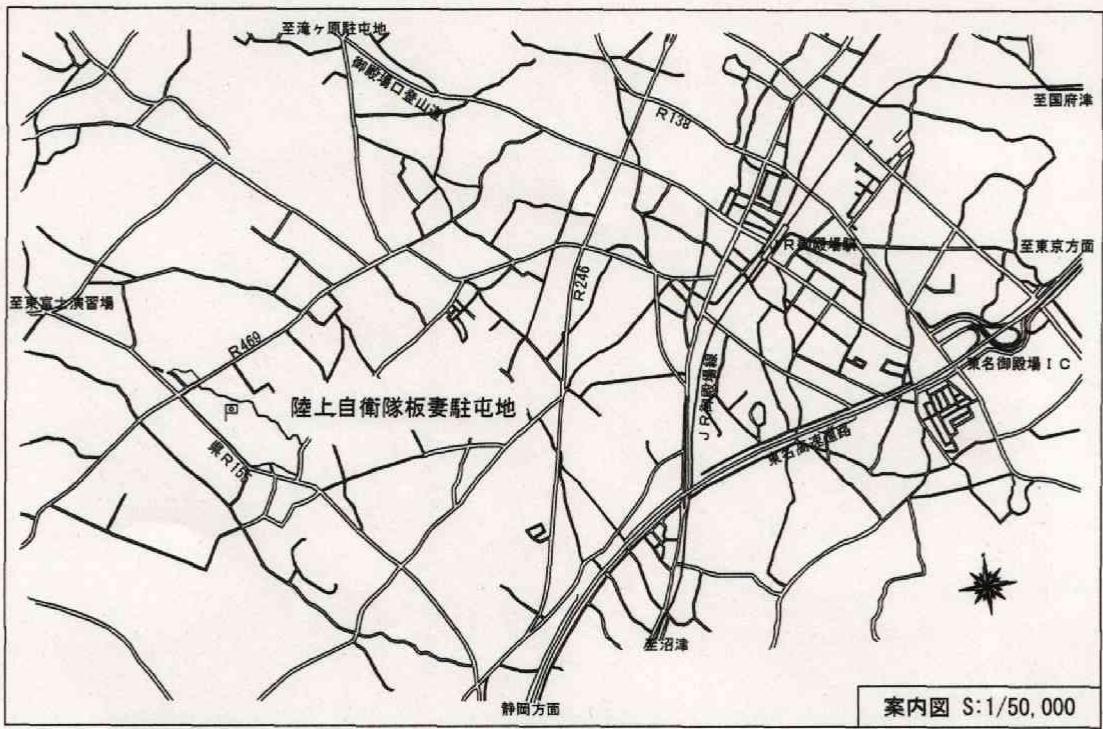
作成年月日：令和6年1月25日
作成者：防衛技官 岡部素之
仕様書番号：第 8 号

産業廃棄物収集運搬処分

名 称		産業廃棄物収集運搬処分						
図 名		表 紙					圖面番号	1 3
業務隊長	管理科長	総務班長	營繕班長	工事企画係	長			作成者
了	了	了	了	了	了			了

仕 様 書

件 名	産業廃棄物収集運搬処分	
役務場所	静岡県御殿場市板妻 40-1 陸上自衛隊板妻駐屯地	
役務概要	産業廃棄物の収集運搬処分	
期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
一般事項	1 本役務実施にあたっては、関係法令を厳守するものとする。 2 本仕様書に明記なき事項であっても、技術上必要な事項については、請負業者において実施するものとする。 3 収集運搬・処分については、契約担当官と法律に基づく書類手続きを行い実施すること。	
特記事項	1 本役務は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可を受けた者により実施することとする。 2 処分は関係法令に従い請負業者の責任において処分し、マニフェストE票の写しを提出する。 3 請負業者は監督官の指示する場所にコンテナを設置し、運搬する。 4 コンテナ設置台数は原則として混載物コンテナ（屋根付）1台、廃プラスチックコンテナ（屋根付）1台とする。なお、官側の指示により、設置台数は増やせるものとする。 また、契約については1m ³ あたりの単価を基準とする。 5 予定処分量は下記のとおりとする。 (1) 混載物 16m ³ 混載物内訳 ア 木くず（他の廃棄物と判断しがたいもの） イ 廃プラスチック類 ウ 紙くず エ 繊維くず オ ポムくず カ 金属くず キ ガラス、コンクリート、陶磁器くず (2) 廃プラスチック 56m ³ 6 混載物のマニフェストは、廃棄物種別に発行するものとする。	
名 称 図 名		図面番号 2 3 縮 尺
産業廃棄物収集運搬処分 仕 様 書 陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊		



※凡例：● コンテナ設置場所

駐屯地配置図 S = 1 / 5 0 0 0

名 称	産業廃棄物収集運搬処分	3
図 名	案内図・配置図	3
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊		

作成年月日	5.12.4
仕様書番号	父
要求書番号	XQ101CX000X
作成部隊	業務隊補給科

産業廃棄物収集運搬処理役務に関する仕様書

滝ヶ原駐屯地

仕 様 書

- 1 役務件名 産業廃棄物収集運搬処理役務
- 2 役務場所 静岡県御殿場市中畑2092-2
- 3 役務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間
- 4 役務概要 本役務は、駐屯地食堂からの産業廃棄物収集運搬処理を行うもの。

(1) 適用範囲

この仕様書は、駐屯地食堂において発生する発泡スチロールの搬出処理作業について適用する。

(2) 用語の定義

この仕様書における産業廃棄物とは、発泡スチロールゴミをいう。

(3) 作業の種類

ゴミ集積庫に集積された発泡スチロールゴミの搬出及びこれに付随する作業・処理

5 特記事項

(1) 作業の条件

搬出に必要な機械・機具は業者所有の物を使用する。

(2) 作業の内容

ゴミ集積庫に集積された発泡スチロールゴミの搬出及びこれに付随する作業・処理

ア ゴミ集積庫に集積された発泡スチロールゴミを業者所有の搬出車両に積載し搬出する。

イ 搬出は毎月とする。

ウ 作業終了後、集積場付近を整理整頓し、清掃する。

エ 作業に関する事項は、官側の指示による。

(3) 作業量

搬出する発泡スチロールゴミの数量は、 m^3 として計算するものとする。

(4) 搬出予定数量及び搬出終了時刻は、表1・表2とする。

表1 搬出予定数量

月	数 量
4月	3 m^3
5月	3 m^3
6月	3 m^3
7月	3 m^3
8月	3 m^3
9月	3 m^3
10月	3 m^3
11月	3 m^3
12月	3 m^3
1月	3 m^3
2月	3 m^3
3月	3 m^3
合 計	36 m^3

表2 搬出終了時刻

搬出終了時刻
午前8時30分から2時間以内

6 監督及び検査

- (1) 作業の実施に当たっては、官側の指示に従うものとする。
- (2) 作業の終了及び搬出量については、検査官の検査を受けるものとする。
- (3) 検査の記録は、別紙「産業廃棄物収集運搬処理役務検査書」によるものとする。

7 その他

- (1) 立入に関する事項
作業従事者について官側の定める駐屯地立入り手続きを実施するものとする。
- (2) 特別の事情等で、搬出処理作業が不可能になった場合は、直ちに相互調整するものとする。
- (3) 作業は、この仕様書によるほか、仕様書に定めのない事項については、官側及び業者が協議して定めるものとする。
- (4) 仕様書に関する事項
契約相手側は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

産業廃棄物収集運搬処理役務検査書

運搬月	運搬数量 m^3	検査	
		合否	検査官
4月	m^3		
5月	m^3		
6月	m^3		
7月	m^3		
8月	m^3		
9月	m^3		
10月	m^3		
11月	m^3		
12月	m^3		
1月	m^3		
2月	m^3		
3月	m^3		
合計	m^3		

陸上自衛隊仕様書	
産業廃棄物処理業務（混合廃棄物）	仕様書番号4号 駒門駐屯地業務隊
	作成日 6. 1. 29
	作成部隊 陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊駒門駐屯地の産業廃棄物処理業務について適用する。

(2) 作業の種類

産業廃棄物処理業務及びこれに付随する作業

2 役務に関する要求

(1) 作業の条件

ア 産業廃棄物処理業務に必要な資器材は、契約業者所有の資器材を使用する。

イ 契約業者は、「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、処分するものとする。

ウ それぞれの処理終了後の廃棄物管理票（マニフェスト）・最終処分証明書（E票）を遅滞なく返送するものとする。

(2) 作業の内容

ア 産業廃棄物処理業務及びこれに付随する作業

(ア) 契約業者設置資材 コンテナ8台 (8m³×8台)

(イ) 産業廃棄物内訳（混合廃棄物）見積り

番号	品目	数量	単位	備考
1	繊維屑	16	m³	
2	廃プラスチック屑	16	m³	
3	木屑	12	m³	
4	金属屑	12	m³	
5	ガラス、陶器屑	8	m³	
合計		64	m³	

(ウ) 産業廃棄物品目及び数量については、変動があるものとする。

(エ) 作業終了後は、産業廃棄物集積場を整理・整頓及び清掃をする。

イ その他

(ア) 作業に関する事項は、官側の指示を受ける。

(イ) 作業中、新たに廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要となった場合、速やかに官側に申し出て協議するものとする。

(ウ) 入札後、官側と調整し、コンテナの搬入時期及び配置場所の指示を受ける。

(エ) コンテナは、2箇所に各1台を基準とし、コンテナが満載になるまで継続して設置する。

(オ) コンテナ満載毎、官側からの指示により、コンテナを交換し、年度を通じて、8台分の産業廃棄物処理業務を実施する。

(カ) 最終コンテナ搬出時期は、2025年3月17日以降とする。

(3) 役務の完了

最終処分証明書（E票）の返送をもって役務の完了とする。

3 検査

(1) 検査作業の実施にあたり、官側の指示に従うものとする。

(2) 検査は、契約業者及び官側の検査官・監督官立会のもと実施する。

(3) 官側は、廃棄物管理票（マニフェスト）・最終処分証明書（E票）の返送を受けて役務の完了を確認する。

4 その他の指示

(1) 特別な事情等で産業廃棄物処理が不可能となった場合、直ちに相互調整するものとする。

(2) 本仕様書の定めにない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。

(3) 契約業者の駐屯地への入門は、面会手続きによる。

(4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約業者と契約担当者が協議をして定める。

陸上自衛隊仕様書	
産業廃棄物処理	仕様書番号 第 17 号
	作成日 6. 1. 25
	作成部隊 陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊
1 総 則	
(1) 適用範囲	
この仕様書は、陸上自衛隊駒門駐屯地の産業廃棄物処理について適用する。	
(2) 作業の種類	
産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の収集・運搬及び処分	
2 役務に関する要求	
(1) 作業の条件	
ア 本役務は、本仕様書及び関係法令を遵守し実施する。	
イ 仕様書の内容に疑義が生じた場合、または明記がない場合は監督官と協議のうえ実施する。	
ウ 本作業の実施に際し、産業廃棄物に関する十分な知識、経験、資格、技術を有し、かつ役務を完全に遂行できるものとし、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しの提出と、更に処分を委託する場合には、委託契約書の写しも併せて提出するものとする。	
(2) 作業の内容	
ア 設置資材及び場所	
産業廃棄物収集用のコンテナ（8 m ³ ／台（基準））を準備し、官側の指示する場所に設置すること。	
イ 産業廃棄物の種類及び予定数量	
(ア) 種類	
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず等の混合くず	
(イ) 予定数量	
3,000. 台／年	
(3) 請負業者はマニュフェストE票までを、納期までに（必着）官側に提出すること。	
3 その他の指示	
(1) 施設に損傷を与えた場合は遅滞なく監督官に報告するとともに、請負業者の責任において原状復旧すること。	
(2) 本役務の実施にあたり作業現場及び許可された場所以外の立ち入りは厳禁とする。	